

「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」等に伴う 福島県土砂災害警戒情報の暫定基準の廃止について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」等により、震度 5 強以上を観測した地域では地盤が脆弱になり、雨による土砂災害の危険性が通常より高まったと考えられるため、福島県と福島地方気象台は、土砂災害警戒情報の発表基準について通常より引き下げた暫定基準を適用しました。

その後平成 24 年 3 月 22 日に暫定基準を見直し、いわき市について通常の 8 割の基準、その他の市町村については通常基準で運用しています。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況並びに土砂災害危険箇所の点検結果等を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。

今般、福島県と福島地方気象台が共同して、土砂災害発生状況、降雨の状況及び土砂災害危険箇所の点検結果をもとに検討した結果、下記のとおり土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、通常基準に戻すこととしますのでお知らせします。

記

- 1 暫定基準廃止日時
平成 24 年 11 月 27 日 13 時
- 2 暫定基準を廃止する市町村
いわき市（暫定基準の 8 割を廃止して通常基準とする）

これにより、暫定基準で運用している福島県内の市町村はなくなります。